

〔問〕

昭和 44 年度 (問題)

次の 1～3 か、もしくは 4～7 (4 問中 3 問選択) のいずれかを選んで解答せよ。

1. 次の文章の () の中に入れるのに最も適当な語を、下の a から t までの中から選んで (重複使用は認めない)、その記号と () 内の数字とを対応させよ。
 - ① 保険契約は、商法上 (1) の合意のみによって成立し、特別な方式を必要としない (2) とされながらも、大量的かつ技術的処理の必要から、(3) によって定められている (4) に従い (5) として処理される。
 - ② 現行法上保険約款は、その (6) を保険証券に記載するか、またはこれを記載した別の書面を添付することになっているが、(7) は實際上契約成立後に (8) に交付されることになっているため、(9) 前は必ずしも (10) の内容を知ることが制度的に保証されていない。そこで外務員が (11) を行なうに当っては、常に (12) の印刷物を携行して (13) するとともに、契約者が (14) に当って熟知しておくべき事項を記載した基本文書を (15) させている。
a 保険者 b 保険約款の全文 c 契約成立 d 委任契約 e 交付 f 当事者 g 保険証券
h 全文 i 要点 j 保険約款 k 契約者 l 附合契約 m 保険約款の抜萃 n 保険会社
o 募集活動 p 契約締結 q 諾成契約 r 被保険者 s 定型的條款 t 提示
2. 生命保険金支払の免責事由を列挙し、その各々について支払免責とされる理由を述べよ。
3. 保険会社に対する主務大臣の一般的監督権 (保険業法上) について述べよ。
4. 特別法人税について、①設定の主旨 ②課税標準 ③税額の計算方法 ④納付の方法
⑤適格年金と調整年金の差異を説明せよ。

〔問〕

5. 年金投資基金信託（合同運用年金投資口）には現在3種類のものがあるが、その各々の内容の概略を説明し、信託法・信託業法上の問題点について論ぜよ。

6. 信託における受託者に関し、信託法上、①受託者の職務 ②受託者となるための資格 ③守らねばならない義務 ④受託者が複数である場合の信託関係 ⑤受託者辞任、解任、任務終了について述べよ。

7. 厚生年金基金の行なう年金・一時金給付に関する事業を遂行するために必要な業務について

(1) 信託会社、生命保険会社に委託しなければならない業務

(2) 信託会社、生命保険会社に委託することができる業務

(3) 基金全体で行なうべき業務

に分類し、分類の理由（法的根拠、理論的根拠）を述べ、業務委託の手続きについて説明せよ。

昭和44年度 (解答)

1. ① 1-f, 2-q, 3-n, 4-s, 5-l,
② 6-h, 7-g, 8-k, 9-c, 10-j, 11-o, 12-b, 13-t, 14-p,
15-e

2. 生命保険金支払の免責事由は、商法第680条第1項および第683条に規定されているが、生命保険普通保険約款は、商法における法定免責事由の規定を若干緩和し、保険金受取人に有利となるような取扱いを行なっている。

(1) 被保険者の自殺

ア 免責となる理由

自殺を決意している者が、自己以外の者に保険金を得させることを目的として保険契約を締結する、いわゆる道徳的危険を防止するためとするのが一般的見解である。

イ 商法と約款の取扱い

商法は、被保険者の自殺をすべて免責としているが、約款は契約締結（もしくは復活）の時点から2年（会社によっては1年とするところもある）以内の自殺に限り免責としている。これは契約（もしくは復活）後長期間を経過した後の自殺の場合、契約締結（もしくは復活）が保険金取得を目的としたものであるかどうか判定しがたいことによる。

(2) 被保険者の犯罪または死刑による死亡

ア 免責となる理由

自殺の場合と同様、道徳的危険を防止するため、また、保険金の支払が犯罪を誘発するおそれがあることから、これを防止する趣旨から免責とされる。

イ 商法と約款の取扱い

商法は、自殺の場合と同じく、すべての場合に免責としているが、約款によっては免責期間を自殺の場合にあわせて2年（会社によっては1年とするところもある）としている例がある。これは、自殺の場合と同様、契約締結（もしくは復活）後長期間を経過した場合、上記道徳的危険が稀薄となることを理由としたものである。

(3) 保険金受取人または保険契約者の被保険者故殺

ア 免責となる理由

保険契約上の信義則に反し、また公益に反することによる。

イ 商法と約款の取扱い

上記1, 2の免責事由と異り、保険金受取人または保険契約者の被保険者故殺の可能性は、契約の初期であると後期であるとを問わない。従って、約款は商法の規定どおり免責期間を定めず、いかなる場合にも免責となることを規定している。

(4) 戦争その他の変乱による被保険者の死亡

ア 免責となる理由

戦争その他の変乱が起るか、また起った場合の規模、期間、危険の程度等は全く予測できない。従って、保険料計算に当り、これを基礎となしえないことによる。

イ 商法と約款の取扱い

商法は、特約のない限り免責となる旨規定しているが、約款は、但書で「戦争その他の変乱による危険増加の程度によっては、保険金の全額または一部を削減して支払う」旨定め、場合により保険金支払を行なうよう規定を緩和している。

3. 保険契約者等の利益を保護し、保険会社の経営が健全に維持されるよう主務大臣の一般的監督権として保険業法に詳細な規定を設けている。

(1) 報告徴取権

定期的な報告（事業年度末の財産目録、貸借対照表、損益計算書等の提出、毎月の事業の概況等）のほか主務大臣はいつでも必要があれば、事業に関する報告を徴することができることとなっている。（業法8条）

(2) 検査権

主務大臣はいつでも当該官吏をして保険会社の営業所、事務所その他の場所に臨検し、業務もしくは財産の状況もしくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。（業法8条）。この場合には身分を示す証票を携帯させることとなっている。検査しうる場所は本店、支店、主たる事務所、従たる事務所、出張所、社員駐在所が対象となりうるが、代理店には及ばない。（代理店の検査は、保険募集の取締に関する法律による）当該官吏は大蔵省銀行局、地方財務部の職員が当る。

(3) 監督命令権

主務大臣は保険会社の業務、財産の状況により、必要と認めるときは、業務執行の方法の

変更，財産の供託その他監督上必要な命令を発することができる。（業法9条）

業務執行の方法の変更は，基礎書類に記載があると否とにかかわらず，実際上の事業経営の方法，手続の不適当な点を改めさせることをいう。

財産の供託命令は，会社財産の散逸を防ぐための命令である。

その他監督上必要な命令は例示以外の内容をもつ命令であるが，司法権の範囲に属する命令，本法中他の規定による命令は含まないと解され，また保険事業の監督の範囲に属さない事項は命令できない。命令の相手方は特定の会社の場合もあり，保険会社一般の場合もある。

(4) 違反行為に対する処分権

主務大臣は，保険会社が法令，主務大臣の命令，基礎書類記載事項中の重要な事項に違反し，公益を害する行為をなしたときは，その会社の取締役または監査役の解任もしくは事業の停止を命じ，または，事業の免許を取消すことができる。（業法12条）

法令は保険関係法のみでなく，一般の法令も含まれる。

主務大臣の命令とは，監督命令，基礎書類変更命令，整理命令等である。

重要事項の範囲は個々の具体的判断による。また公益を害する行為とは，法令違反とはならないが社会的，経済的に不利益をもたらすような行為を指す。

事業の停止は事業の一部停止もあり得る。事業免許の取消があれば，会社は解散する。

これらの処分を行なうには，公開による聴聞の手続が必要である。公開の聴聞を行なう場合には，期日の2週間前までに，処分の理由，期日，場所を保険会社に通知し，期日，場所を公示しなければならない。聴聞において，当該保険会社またはその代理人出頭し，自己のため釈明し，有利な証拠を提出することができる。

4. ① 設定の主旨

一般に税制上の取扱いは，事業主が従業員に給与を支払った場合，また従業員のために掛金を払った場合に，その時点で給与所得が発生し，従業員に対して所得税が課せられることになる。

しかし，適格退職年金契約および厚生年金基金については，その掛金を事業主が払った時点において，各人の受給額は確定しないので，実際に年金の支給を受けるまで，給与所得の課税を繰り延べることにされた。この課税繰り延べの利益に対して課する法人税を特別法人税として，昭和37年に新設されたものである。

なお現在、特別法人税の税率は100分の1であるが、この算出根拠が給与所得者の平均上積所得税率（個人住民税を含む）に利子税率7%を乗じて計算されていることは、上記の繰り延べの利益に対する課税の主旨があらわされている。

② 課税標準

退職年金積立金に対する法人税の課税標準は、各事業年度の退職年金積立金の額とされている（法人税法（以下「法」という）第83条）。そこで、この退職年金積立金の額の内容が問題となるが、この額は、当該事業年度開始の時点における退職年金積立金額を12で除し、これに当該事業年度の月数を乗じて計算した金額と定義されている（法第84条）。したがって当該年金の受託者が信託会社の場合には、期首積立金額の1/2相当額となる。

さらに、この退職年金積立金額の計算は具体的には次のとおり定められている。なお、この取扱いについては、信託会社と生命保険会社とに分けて定められているが、以下、信託に係る計算について説明する。

法人税法施行令（以下「令」という。）第157条によれば、適格退職年金積立金額は、各年金契約ごとに、信託会社の事業年度開始日の直前に到来した信託財産計算時における下記のアとイの合計額からウとエの合計額を控除した金額とされている。

- ア 信託財産のうち有価証券については、総平均法または移動平均法による原価法で評価した金額
- イ ア以外の信託財産については取得価格による金額
- ウ 信託財産からの収益の分配額で、まだ事業主に返還されていない金額
- エ 払込掛金総額のうち従業員負担額から、すでに支払った年金額のうち、従業員掛金分を控除した金額

③ 税額の計算方法

退職年金積立金に対する法人税の額は、各事業年度の退職年金積立金の額に100分の1の税率を乗じて計算する（法第87条）。

この場合、信託財産計算時は年一回のため、退職年金積立金の額が信託会社の事業年度開始の直前に到来した信託財産計算時とされていることにより、同じ税額が二度適用されることになる。

④ 納付の方法

法人税の納付義務者は、退職年金業務を行なう内国法人とされているので、信託会社または生命保険会社が申告書の提出および納付を行なう。申告書の提出先は、信託会社また

は生命保険会社の本店の所在地を所轄する税務署長あてであり、申告と同時に、その法人税額を納付しなければならない。この期限は信託会社の各事業年度終了の日から2カ月以内とされている。

⑤ 適格年金と調整年金の差異

- 1) 特別法人税について適格年金と調整年金の差異は、課税標準となる退職年金積立金額の計算方法が違いということである。

適格年金については、すでに説明したとおりであるが、調整年金では、国家公務員共済組合の長期給付に準ずる給付（以下国公水準給付という）を行なうとした場合に要する積立額をこえる部分についてのみ課税される点が大きな違いである。以下、調整年金の場合の取扱いについて説明する。

- 2) 法第84条第2項によれば、退職年金積立金額は各厚生年金基金契約につき、当該契約に係る信託財産の価額から、厚生年金基金または同連合会が、国公水準給付を行なうものとした場合に、その給付にあてるために保有すべき金額を控除した金額とされている。

すなわち

$$\left(\begin{array}{l} \text{厚生年金基金の課税} \\ \text{退職年金積立金額} \end{array} \right) = \left(\begin{array}{l} \text{信託財産または} \\ \text{保険料積立金額} \end{array} \right) - \left(\begin{array}{l} \text{国公水準給付} \\ \text{相当の積立金額} \end{array} \right)$$

となる。

この課税の主旨は、厚生年金基金の給付のうち、国公水準給付相当の積立金までは、公的年金として非課税の扱いをし、それをこえる部分だけに課税することにされたものである。

- 3) 次に適格年金の場合は従業員掛金について、退職年金積立金額から控除されるが、調整年金の場合は、厚生省年金局長と大蔵省主税局長との覚書きによって、国公水準をこえた契約の場合には、そのこえる部分の掛金は、全額事業主負担掛金とすることとされているので、適格年金の場合のように、従業員負担掛金を控除する必要はない。

- 4) ところで調整年金の場合には、上記の式でも明らかとなり、信託財産または保険料積立金額が国公水準給付相当の積立金額をこえているかどうかによって、「課税厚生年金基金契約」となるかどうかはきまる。この判定は令第156条の2によれば、当該厚生年金基金に係る通常掛金額が公務員水準掛金額をこえるものを、「課税厚生年金基金契約」と定義されている。

また厚生年金基金連合会の場合には、課税中途脱退者のあるものがこれに該当する。

- 5) それでは公務員水準掛金額とは何かということになるが、令第156条の2によれば、当該更生年金基金が設立されなかったとした場合のその加入員に係る厚生年金保険の保険料として払い込むべき金額の合計額から、厚生年金基金を設立した場合に、払い込むべき厚生年金保険の保険料の合計額を控除した額（いわゆる免除保険料相当額）に3を乗じて計算した金額とされており、この額を基金の通常掛金額と比較して判定する。

また厚生年金基金連合会の場合には、連合会へ払い込まれた現価相当額の計算の基礎とされた年金額算定上の年金給付率が $\frac{28}{1000}$ をこえる場合に課税される。

- 6) 具体的に公務員水準の積立金相当額として、信託財産から控除される金額は次のとおり。

ア) 厚生年金基金の場合

- a) 過去勤務債務掛金がないとき、およびあってもそれに課税すべきとき

$$\text{公務員水準相当額} = \text{信託財産の額} \times \frac{\text{公務員水準掛金額}}{\text{通常掛金額}}$$

- b) 過去勤務債務掛金があり、かつそれには課税すべきでないとき

$$\text{公務員水準相当額} = \text{信託財産の額} \times \frac{\frac{\text{公務員水準掛金}}{\text{掛金}} + \frac{\text{過去勤務債務掛金}}{\text{掛金}}}{\text{総合掛金額 (注)}}$$

(注) 総合掛金額 = 通常掛金額 + 過去勤務債務掛金額

イ) 厚生年金基金連合会の場合

$$\text{公務員水準相当額} = \text{信託財産の額} \times \frac{\frac{28}{1000}}{\text{引継給付率}}$$

- 7) 上記の式においては、過去勤務債務掛金に課税すべきか否かによって、aかbかの式を適用することになるが、その判定は次による。

過去勤務債務掛金が払込予定期間に応じ、次の倍数により計算した金額をこえている場合には、過去勤務債務掛金についての公務員水準をこえているものとしてa式を適用し、こえていない場合にはb式を適用する。

$$\frac{\text{過去勤務債務掛金の}}{\text{公務員水準相当額}} = \frac{\text{公務員水準掛金額}}{\text{掛金額}} \times \frac{2}{3} \times \frac{\text{払込予定期間}}{\text{に 応 ず る 倍 数}}$$

(倍 数)

払込予定期間	7年超10年以下	2.22
	10年#15年 "	1.67

15年超20年以下	1.40
20年〃25年〃	1.25
25年〃30年〃	1.15

5. ア. 年金投資基金信託とは、年金基金の運用のために専用される閉鎖的合合同運用金銭信託である。原則的には年金信託は個々の基金ごとに運用され、それぞれの運用成果を享受すべきもの（指定単独運用）であるが、同一運用内容（運用対象、運用時期、運用方法等）を有するものについては、これを合同して運用することにより

①危険の分散 ②運用の効率化 ③事務の簡素化

に大きく寄与するものであり、ここから合同運用の必要性が実務上必然的に生まれてきたのである。現在3種類のものがあるが、以下それぞれその発生順に概説する。

a 年金投資基金信託株式口（通称「第2合同」）

昭和37年適格年金信託創設の際、年金基金運用にインフレヘッジの考え方がとり入れられ、株式運用が認められることとなったが、「30%以下」という運用制限（安全性の見地から、年金基金の運用については、確実な担保のある貸付金・国債・公債・担保付社債等、元本保証性のあるものに50%以上、株式等には30%以下、不動産等には20%以下という制限が設けられている。）があることもあって、単独運用の原則を固守することは、株式運用を小口化させ、投資効率も上らず、いたずらに運用コストを増加させるという結果を招くという欠点があった。かかる点を是正するため、年金信託基金の投資専用の閉鎖的合合同運用団として、株式に主として運用する合合同運用指定金銭信託を設け、ここに各年金基金からブールされた資金をもって、株式運用を効率的に行ない、かつ危険分散の目的を達し、運用コストの低減をはかることが検討され、この株式口の創設につながることとなった。

なお、通称「第2合同」と称されるのは、合合同運用指定金銭信託（一般口）を「第1合同」と見たとき、この「株式口」が第2番目の合合同運用となるという意味である。

b 年金投資基金信託政府保証債口（通称「第4合同」）

昭和40年、厚生年金保険法改正により、厚生年金基金（調整年金）制度が導入されたが、厚生年金基金には公的年金の一部代行の性格があるため、その基金運用についても、代行部分については、厚生年金本体の運用と同様、その一部を財政投融資に振り向け

ること（財投協力）が要求された。（現在、代行部分の1/3相当額について、財投協力を行なっている。）

財投協力は、具体的には政府保証債購入の形で行なわれているが、これを行なうについて、主として事務負担軽減面から、政府保証債投資専用の合同運用団創設が要請され、この政保債口の誕生を見るに到った。なお、株式口の次に創設されたにもかかわらず、「第4合同」と称せられるのは、次に述べる貸付金口の方が、実際の検討は先に進んでおり、既に「第3合同」という通称もつけられていたが、その後に検討が開始された政保債口が、これを追越して実現されたという経緯による。

c. 年金投資基金信託貸付金口（通称「第3合同」）

適格年金信託の運用について、前記「株式口」利用の経験が積まれるに伴い、貸付金運用についても、「同1人に対する貸出は10%以下」の運用制限と相まって、指定単独運用の不便さが痛感され、昭和40年来、この「貸付金口」設置の要望が高まっていた処へ、たまたま住宅建設資金需要が増加し、従業員持家制度も普及してくるといった背景も整い、昭和44年、その資金の一部を有力会社の保証による住宅資金融資（住宅ローン）に振り向ける「年金投資基金信託貸付金口」が、関係官庁の了解を得て、創設の運びとなった。

この貸付金口については、危険の分散、運用の効率化、事務負担の軽減といった合同運用による狙いのほかに、とくに運用利回りの向上を狙いとして上記住宅ローンにその $\frac{30}{100}$ までを運用することができることとした点が特筆される。また、この貸付金口は年金基金の運用対象として $\frac{50}{100}$ 以上を占めるべき、元本保証性のあるものの中に加えられたのである。

1. 年金投資基金信託における信託法上の問題点としては

- a. 二重受託の問題 b. 分別管理の原則抵触の問題

の2点がある。

a. 二重受託の問題とは、年金信託の受託者が、その基金を自己を受託者とする年金投資基金信託に運用する場合、年金投資基金信託の委託者兼受益者となることによって生ずる次の様な疑義である。

- (1) 委託者・受託者兼任の形となり、信託法第1条（信託の定義）違反とならないか。
- (2) 受託者・受益者兼任となり、信託法第9条（受託者の利益享受の制限）違反ではないか。

(3) 年金投資基金信託の受益権を年金信託の財産として取得するに際し、信託法第22条(信託財産と受託者固有財産との区分)違反の問題はないか。

(1) については、形式的には委託者・受託者兼任となるが、この場合の委託者は年金信託の受託者たる資格において行為するのであり、実質的には法主体性を異にする。すなわち年金投資基金信託の委託者は形式的には、年金信託の受託者が名義人であるが、実質的に見れば、年金信託の委託者が年金投資基金信託の委託者であると考えられる。また、この様に考えることによって實際上弊害も生じない。従って信託法第1条違反にはならないと解されている。

(2) については、年金投資基金信託の受益者としての地位は、実質的には共同受益者の1人であると考えられるので、信託法第9条に違反しないと解される。

(3) については、受託者の固有財産の有している受益権を年金信託の財産として取得するのは違法になるが、受益権を他人又は他の信託財産から取得する場合、又は新たな信託を設定する場合は、固有財産との取引ではないから、信託法第22条の問題は生じないと考えられる。

b 分別管理の原則抵触の問題

信託法第28条は、信託財産分別管理の原則として「信託財産は固有財産及び他の信託財産と分別して之を管理することを要す。」と規定しており、合同運用はこれに違反するのではないかとの疑問が生ずるが、同条ただし書きに、「但し、信託財産たる金銭については各別に其の計算を明にするを以て足る」としてあり、単に信託契約毎に計算を明らかにすれば、現金及びその運用により取得した財産の保管は分別を要しないことが示され、合同運用が認められる。現実には年金基金毎に各々年金投資基金信託に幾ら運用されているかが明確にされることとなっている。

ウ 年金投資基金信託における信託業法関係の問題点としては、その株式口における、証券投資信託法抵触の疑義があるが、この投資口が年金基金に限定されており、不特定多数の人々を対象とする信託ではなく、又1個の受益権を分割して販売する信託ではないから、同法違反にはならない。

6. ① 受託者の職務

受託者は委託者と対立して信託行為の当事者となり、信託の目的に従って信託財産を管理

又は処分する役割を担うものである。

② 受託者となるための資格

ア. 受託者としての職務が遂行できるものでなければならないから、信託財産の管理又は処分を行なう能力が必要とされ、未成年者・禁治産者・準禁治産者及び破産者は受託者となることができない。(信託法第5条)(なお、以下において「信託法」は単に「法」と表現する。)

イ. 法人はその目的の範囲内で信託の引受けをすることができるが、営業として引受けの場合(営業信託)は信託業法の適用を受け、大蔵大臣の免許を受けた信託会社でなければ、受託者となることができない。

③ 守らねばならない義務

受託者は信託財産を信託目的に従って管理・処分する職務をもつものであるが、その手中に財産権を持つ以上、最も私用し易い立場にあるので、これを防ぎ、信託制度の効用を最上限に発揮せしめるため、法は受託者に多くの義務を課している。

ア. 受託者は信託行為の定める所に従って信託財産の管理又は処分をしなければならない。(法4条)。これは基本的な義務である。

イ. 受託者自ら受益者となって信託の利益を享受することはできない(法9条)。自ら受益者となれば自己の利害がからまり、受託者として完全に義務を履行することが困難になる場合も生ずるからである。ただし、例えばある団体を信託受益者とした場合、受託者がその団体の一員となる等、共同受益者の一人となることは認められている。

ウ. 受託者は信託の本旨に従って善良なる管理者の注意を以て信託事務を処理しなければならない(法20条)。受託者として信託行為に定められた信託財産の管理又は処分をなすに当って、実際には多くの困難な事態や、不測の事情が発生するが、受託者は常に善良なる管理者の注意をはらい、信託事務の遂行に遺漏なきを期さねばならない。

エ. 受託者は信託財産を取得して自らの固有財産としたり又は信託財産について権利を取得したりすることはできない(法22条)。受託者は常に委託者の信認に対して忠実でなければならない。自己の利益を図ることは許されない。従って他人の名義をかりて実質上これらの利得を図ることも許されない。ただし信託事務の処理上、信託財産を受託者の固有財産とする必要が生ずることもあり得るので、かかる場合は裁判所の許可を受ければ認められることとなっている。

オ. 受託者は自ら信託事務を処理しなければならない(法26条)、委託者の信認を受け

たのは受託者自身であるからである。ただし、信託行為において受託者に代人を選任する権利を与えてある場合はその必要はない。その権利が与えられていない場合は、やむを得ない場合に限り代人を選任でき、そのときは代人の選任監督についてのみ受託者は責任を負う。信託行為によって代人の選任権が与えられている場合も、受託者は代人の選任監督についてのみ責任を負う。

信託財産の名義人はあくまでも受託者であって、代人は名義人とはならないが、受託者と同一の責任を負うのである。

カ．受託者は信託財産を自己の固有財産及びその他の信託財産と分別して管理することが必要である（法28条）。もし信託財産を固有財産および他の財産と混同するときは、受託者自身の目的または他の信託目的のために流用され、不測の損害をこうむるおそれがあるので、信託財産分別管理の原則が掲げられたのである。ただし、信託財産たる金銭については、一々分別管理する意義を認められないので、各別にその計算を明らかにすればよいこととされている。

キ．受託者は信託財産の管理の失当によって信託財産に損失を生ぜしめたとき、又は信託行為に定められた信託の本旨に反して信託財産を処分したときは、委託者・その相続人、受益者及び他の受託者からの請求によって損失の填補又は信託財産の復旧をしなければならない（法27条）。また、分別管理をしなかったため信託財産に損失を生じたときは、その損失が不可抗力による場合であっても、分別管理をしてもなおその損害が避け得られなかったことを証明しなければ、責任を免れることはできない（法29条）。

ク．受託者は帳簿を備え、各信託についてその事務の処理及び計算を明らかにしなければならない。また信託引受の時及び毎年1回一定の時期に各信託について財産目録を作成しなくてはならない（法39条）。そして、利害関係人は何時でも上記書類の閲覧を請求することができ、委託者・その相続人、受益者は信託事務の処理に関する書類の閲覧を請求しかつこれについて説明を求めることができる（法40条）と定められているので、受託者はこれに応じなければならない。

受託者は以上の様な義務を負わされている一方、信託財産は受託者固有の財産とは本質的に異なるものであるから、受託者が信託行為により受益者に対して負担する債務については信託財産を限度としてのみ履行の責任があり、それ以上の義務は負うことがない（法19条）。

④ 受託者が複数である場合の信託関係

受託者が数人あるときは、信託財産はその合有となる。この合有という概念は、英米法

上の Joint Right に当るもので、持分の観念や分割の請求を認める共有の観念とは異なるものである。数人の受託者は一団として一個の権利を有し、その権利の行使は全員の合同を要する。信託事務の処理についても、信託行為に別段の定めがなければ受託者共同してしなければならない。ただし相手方が受託者に対してなす意思表示は、受託者の一人にすれば他の受託者に対しても効力を生ずる。信託行為により受益者に対して負担する債務及び信託事務の処理につき負担する債務は、受託者の連帯債務となる（法 24 条・25 条）。

受託者の一人が任務終了したときは、信託財産は当然他の受託者に帰する（法 50 条 2 項）。

⑤ 受託者辞任、解任、任務終了

受託者の任務は次の様な事由により終了するが、これにより受託者が欠缺しても信託は消滅しない。受託者が死亡したり、禁治産等の法律行為能力喪失の場合にあっても、これによって信託が消滅することはないのである。なお、それぞれの事由により、新受託者に対する引継ぎの行なわれ方も異なっている。

ア. 受託者が死亡した場合、又は破産、禁治産もしくは準禁治産の宣告を受けたとき、又は受託者たる法人が解散したとき（法 42 条）。

a. 死亡の場合、受託者の相続人又はその法定代理人は、新受託者が信託事務を処理することができる様になるまで、信託財産を保管し、かつ信託事務の引継ぎに必要な行為をすることが義務づけられる（法 42 条）が、当然には新受託者とはならない。受託者の地位は一身専属である。

b. 受託者の破産、禁治産、準禁治産によるか又は法人たる受託者の解散による任務終了の場合には、上記死亡の際の相続人の役割は、破産管財人、後見人、保佐人又は法人の清算人によって果たされねばならない。受託者たる法人の合併の場合は、合併によって設立した法人又は合併後存続する法人がこの役割を果たす義務がある（法 42 条）。

イ. 受託者が信託行為の定めにより、又は受益者及び委託者の承諾を得て辞任したとき（法 43 条）。また信託行為により、特定の条件の下に受託者となった者がその資格を失ったとき（法 44 条）。

この二つの場合には、前受託者は新受託者が信託事務を処理することができる様になる迄、受託者の権利義務を有する（法 45 条）。

ウ. 裁判所が、受託者のやむを得ない事由にもとづく請求により、その辞任を認めるとき（法 46 条）。また受託者が任務に背き、或いは重要な事由があったことにより、委託者・その相続人又は受益者からの請求にもとづき、裁判所が受託者を解任したとき（法 47 条）。

これらの場合にあっては裁判所は信託財産の管理人を選任し、その他必要な処分を命ずることができ（法４８条）、この選任の裁判に対しては不服を申し立てることができない。受託者の任務終了の場合、信託行為に別段の定めがないときは、利害関係人は新受託者の選任について、裁判所に請求することができる。

遺言信託の場合、遺言により受託者として指定された者が信託の引受けをなさず、又は引受けできない場合も同様である（法４９条）。

7. 厚生年金基金の業務は、委託しなければならない業務として積立金の資産運用、委託しても基金本来の目的、あるいは趣旨に反しないと考えられる委託可能業務として、資産運用に密接に関連する業務、基金固有の業務に分類される。

(1) 信託会社、生命保険会社に委託しなければならない業務

信託契約又は保険契約の締結により、給付財源としての積立金の運用は信託会社又は生命保険会社に委託しなければならない（法第１３０条３項、令２９条）。長期金融機関として財務管理機能をもつ専門機関に運用が委ねられているわけである。

(2) 信託会社、生命保険会社に委託することができる業務

次の四つの業務は、資産運用に密接に関連する業務として信託会社、生命保険会社に委託することにより、基金事務の効率的執行が期待される。

(ア) 年金数理に関する事務

(i) 掛金率の計算事務及び検証事務

(ii) 責任準備金の計算事務及び年金財政決算事務

年金制度は長期保険制度であり、これに適用される数理は給付、掛金について将来を予想した保険計算であり、高度な専門的知識を必要とする。個別基金で処理することは困難であり、基金は受託機関に加入員の資格の取得・喪失、標準給与の決定、給付の裁定・改定、支給開始・停止、失権等の諸資料を提供するにとどまる。

(イ) 年金・一時金給付等の送金事務

資産運用に密接に関連する業務として、基金事務の簡素化と効率的な業務執行をはかるため、受託機関に委託するものである。

基金は受託機関に対して支払指図を行っただけで、その後の事務はすべて受託機関で行なわれる。

(i) 年金及び一時金の支払事務

(ii) 年金及び一時金に関する所得税の源泉徴収事務及び納付事務

(iii) 一時金に関する地方税の源泉徴収事務及び納付事務

法律上、源泉徴収義務者は基金となるので、受託機関は事務代行をする形をとる。

(iv) 中途脱退者に関する現価相当額の移換事務

中途脱退者の年金支給事務は厚生年金基金連合会へ移換し、移換した者が再度当該基金の加入者となったときは、再び当該基金がその者の支給事務を連合会から再承継する。

中途脱退者の基金・基金連合会間の年金現価の受移換事務は、年金給付の支払事務と類似し、かつ連合会が信託会社、生命保険会社に取り引口座をもつこと、資産運用も行っていることから、委託業務としている。

中途脱退者の認定、年金現価相当額の計算は基金において行ない、受移換金の送金事務は受託機関が行なう。

(v) 国庫負担金の計算に関する業務

国庫負担金の計算は、年金給付の支払事務を委託していることに関連して、業務委託の範囲となる。

基金は国庫負担金の対象であるか否かを確認し、その旨受託機関へ通知することにより、受託機関は毎年政府より基金が受けるべき国庫負担金を計算し基金へ報告する。この報告に基づいて基金は国庫負担金の交付申請の事務を行なう。

(3) 基金自体で行なうべき業務

(ア) 法人としての事務

代議員及び役員を選出、代議員会及び理事会の運営、認可申請、公告等

(イ) 法令上基金の固有の権限に属するもの

標準給与の決定（法129条）、給付の裁定及び支払（法130条）

掛金の賦課、徴収（法138条）

(4) 業務委託の手続

(ア) 業務委託の内容は、規約に規定するほか、その細部は業務委託契約で定める。この業務委託契約は信託契約又は保険契約と同一契約で、混合契約の形式をとる。

(イ) 業務委託の認可申請

業務委託の認可申請書を作成し、基金の主たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事を經由して、厚生大臣へ提出する。この認可申請書は、初年度の予算と異り、設立事業主が行

なりことは認められない。

(ウ) 申請書記載事項

委託しようとする信託会社又は生命保険会社の名称及び所在地，委託しようとする業務内容。

申請書には当該事務委託に係る契約に関する書類を添付する必要がある。

(エ) 業務委託は，基金設立の認可日の翌月末までに認可を受ける必要がある。業務委託契約は，信託契約又は保険契約の形式をとっているので，業務委託契約の認可を受けなければ，信託契約又は保険契約を成立することができない。